

EU AI 法：施行タイムライン、コンプライアンス義務、および戦略的インプリケーションに関する包括的ガイド

Gemini Deep Research

第 1 章 エグゼクティブサマリー

欧州連合（EU）の人工知能（AI）法（以下、「AI 法」）は、AI に関する世界初の包括的な法的枠組みであり、国際的な規制の新たな基準を打ち立てるものです¹。2024 年 8 月 1 日に施行されたこの法律は、EU 市場で事業を展開する、あるいは EU 市場を対象とするすべての企業に対し、段階的ながら厳格なコンプライアンス義務を課すものであり、その影響は EU 域外の日本企業にも直接及びます。

本レポートは、AI 法の複雑な施行スケジュールとそれに伴う義務を解き明かし、企業が取るべき戦略的対応を提示することを目的とします。特に重要なマイルストーンとして、**2025 年 8 月 2 日**に適用が開始される汎用 AI（GPAI）モデルに関する義務、および **2026 年 8 月 2 日**から大半の「高リスク AI システム」に課される包括的な規制が挙げられます⁵。

AI 法は、AI システムがもたらすリスクに応じて規制内容を階層化する「リスクベースアプローチ」を中核に据えています。特定の AI 利用は「許容できないリスク」として全面的に禁止される一方、「高リスク」と分類されるシステムには、リスク管理、データガバナンス、透明性、人的監視など、設計から運用、市場退出に至るまでライフサイクル全体にわたる厳しい要件が課されます。

違反に対する罰則は極めて重く、禁止されている AI の利用など最も深刻な違反に対しては、最大で****3,500 万ユーロ**、または全世界の年間総売上高の**7%****のいずれか高い方が科される可能性があります⁹。この法律は、EU 域内で設立された事業者だけでなく、EU 域外から AI システムを EU 市場に提供する事業者や、その AI システムの出力が EU 域内で利用される事業者にも適用される広範な「域外適用」の効力を持ちます

¹³。

したがって、日本企業を含むすべてのグローバル企業にとって、AI 法の施行は他人事ではありません。自社が開発・導入・利用する AI システムがどのリスク分類に該当す

るのかを正確に特定し、段階的に施行される義務に対応するための AI ガバナンス体制を早急に構築することが、事業継続における喫緊の課題となっています。本レポートは、そのための戦略的羅針盤となるものです。

第 2 章 EU AI 法の解体：リスクベースのフレームワーク

EU AI 法の根底にあるのは、AI がもたらす社会的リスクのレベルに応じて規制の厳格さを調整するという「リスクベースアプローチ」の思想です¹。このアプローチは、イノベーションを不必要に阻害することなく、市民の基本的権利、安全、健康を保護することを目的としており、すべての企業が自社の AI システムを評価する際の出発点となります。規制は主に 4 つのリスクレベルに分類されます。

2.1. リスクベース規制の哲学

AI 法は、人間中心（human-centric）のアプローチと製品安全（product-safety）のアプローチを組み合わせた、技術的に中立な規制です¹。これは、特定の技術ではなく、AI システムの「意図された用途（intended purpose）」がもたらすリスクに焦点を当てることを意味します。これにより、規制は AI 技術の急速な進化に対応できる柔軟性を持ちつつ、リスクの強度と範囲に応じて義務を調整することが可能になります¹。

2.2. 許容できないリスク（禁止される AI）

AI 法は、EU の価値観と基本的権利に明白な脅威をもたらすと見なされる特定の AI 利用を「許容できないリスク」として、市場への投入、サービス提供、利用を原則として禁止しています（第 5 条）。この禁止規定は **2025 年 2 月 2 日** からすでに施行されています²。禁止される主な AI プラクティスは以下の通りです³。

- サブリミナル技術や操作的・欺瞞的技術の使用：人の行動を著しく歪め、重大な危害を引き起こす可能性のある AI システム。

- **脆弱性の悪用**：年齢、障害、社会的・経済的状況といった脆弱性を悪用し、人の行動を歪めて重大な危害を引き起こす AI システム。
- **ソーシャルスコアリング**：公的機関または民間事業者による、個人の社会的行動や特性に基づく評価・分類で、不利益な扱いにつながるもの。
- **個人の犯罪リスク評価**：プロファイリングのみに基づいて個人の犯罪リスクを評価・予測する AI システム。
- **顔認識データベースの無差別な構築**：インターネットや CCTV 映像から顔画像を無差別に収集（スクレイピング）してデータベースを作成・拡張する行為。
- **職場や教育機関での感情認識**：医療や安全上の理由がある場合を除き、職場や教育機関で個人の感情を推測する AI システム。
- **生体情報に基づく分類**：人種、政治的意見、宗教、性的指向などの機微な属性を推測するための生体情報分類システム。
- **公共空間でのリアルタイム遠隔生体認証**：法執行目的での利用。ただし、誘拐された子どもの捜索など、厳格に定義された例外的な状況下では許可される場合があります。

2.3. 高リスク

高リスク AI システムは、AI 法における規制の中核をなすカテゴリーであり、最も広範かつ厳格なコンプライアンス義務が課されます。システムが高リスクに分類される主な経路は 2 つあります²。

1. **既存の EU 製品安全法制の対象製品（附属書 I）**：医療機器、玩具、自動車、航空機など、すでに EU の特定の安全規制の対象となっている製品に組み込まれる安全コンポーネントとしての AI システム。
2. **特定の分野で利用される AI システム（附属書 III）**：市民の安全や基本的権利に重大な影響を及ぼす可能性があるとして特定された 8 つの分野で利用される AI システム。これには、生体認証、重要インフラ、教育、雇用、公的・私的サービスの利用、法執行、移民・国境管理、司法・民主的プロセスなどが含まれます。

2.4. 限定的リスク（透明性義務）

このカテゴリーに分類される AI システムは、高リスクとは見なされませんが、利用者が AI と対話していることや、AI によって生成されたコンテンツを閲覧していることを認識できるように、特定の透明性義務が課されます（第 50 条）³。

- **チャットボット**：利用者は、人間ではなく AI システムと対話していることを通知されなければなりません。
- **ディープフェイク**：AI によって生成または操作された画像、音声、動画コンテンツは、その旨を明示的に開示する必要があります。
- **感情認識・生体情報分類システム**：利用者は、これらのシステムが作動していることを通知されなければなりません。

2.5. 最小またはリスクなし

スパムフィルターや AI 搭載のビデオゲームなど、現在利用されている AI アプリケーションの大半は、この「最小リスク」カテゴリーに分類されると想定されています¹⁸。これらの AI システムに対して、AI 法は特定の法的義務を課していませんが、事業者が自主的に行動規範（Code of Conduct）を遵守することが奨励されています。

高リスク分類の落とし穴：プロファイリングの例外規定

高リスク分類のプロセスには、企業が注意すべき重要なニュアンスが存在します。EU 委員会は高リスク AI システムの割合を全体の 5～15%と推定していますが²⁵、附属書 III に挙げられている用途（例：雇用、教育、サービスへのアクセス）は非常に広範です²⁶。

一見すると、AI 法第 6 条 3 項には、附属書 III に該当するシステムであっても、「自然人の健康、安全、または基本的権利に重大な危害のリスクをもたらさない」場合（例：狭い手続き上のタスクを実行する、人間が完了した活動の結果を改善するなど）は高リスクと見なされないという、事業者にとって有利な「適用除外（off-ramp）」が設けられています¹⁸。

しかし、この適用除外には決定的な例外条件があります。同条項の最終文で、「自然人のプロファイリングを行う AI システム」は常に高リスクと見なされると規定されてい

るのです¹⁸。プロファイリングは、人事採用における履歴書のスクリーニング、マーケティング、金融サービスなど、多くのビジネス用 AI システムの中核的な機能です。

このため、多くの企業が自社の附属書 III 該当システムが適用除外に当てはまると誤解し、コンプライアンス対応を怠るリスクがあります。例えば、採用候補者の履歴書をフィルタリングする AI システム（附属書 III の雇用分野に該当）は、一見すると「評価の準備作業」として適用除外の対象になりそうですが、履歴書のフィルタリングは本質的に個人のプロファイリングを含むため、この例外規定によって高リスクに分類され続けます。この点は、企業が自己評価を行う上で極めて重要なコンプライアンス上の罫と言えるでしょう。

第 3 章 段階的施行タイムライン：コンプライアンスへの詳細なロードマップ

AI 法の施行は、一度にすべての規定が適用されるわけではなく、リスクのレベルや規制の複雑さに応じて段階的に行われます。このフェーズドアプローチは、事業者が準備期間を確保できるように配慮する一方で、最も有害な AI プラクティスを迅速に禁止することを目的としています。以下に、主要なマイルストーンと各段階で発生する義務をまとめた包括的なロードマップを示します。このタイムラインは、すべての企業にとってコンプライアンス計画の基礎となるものです²。

日付	主要マイルストーン／イベント	適用条項（AI 法）	主な義務と対象者	戦略的注記
2024 年 8 月 1 日	AI 法施行	第 113 条	法的枠組みが成立。実質的な要件はまだ適用されず、コンプライアンスの時計が動き始める。	移行期間の公式な開始点。
2025 年 2 月 2 日	禁止される AI の適用開始	第 5 条、第 4 条	許容できないリスクを持つ AI シ	禁止システムの開発・導入を即

			システムの禁止が施行される。AI リテラシーに関する要件も適用開始。	時停止または防止する必要がある。違反時の罰金は最大 3,500 万ユーロまたは売上高の 7%。
2025 年 8 月 2 日	GPAI およびガバナンス規則の適用開始	第 V 章（第 51-56 条）、第 VII 章（ガバナンス）、第 XII 章（罰則）	すべての汎用 AI（GPAI）モデル提供者に対する義務が発効。加盟国は所管当局を指定し、罰則規定を整備する必要がある。	ユーザーが認識すべき最初の主要期限。 GPAI の文書化、著作権ポリシー、透明性に焦点を当てるべき。
2026 年 2 月 2 日	高リスク AI に関する委員会ガイドライン	第 6 条 5 項、第 96 条	欧州委員会が、高リスクおよび非高リスクのユースケースの実例を含むガイドラインを公表する。	このガイドラインは、「重大な危害のリスク」という曖昧な適用除外条件を明確化する上で極めて重要となる。
2026 年 8 月 2 日	一般的適用開始／高リスク規則（附属書 III）	残りの大半の規定、特に第 III 章（第 6-27 条）	附属書 III に記載された高リスク AI システムに対する完全な義務が施行される。AI 規制サンドボックスが運用可能でなければならない。	ユーザーが認識すべき第二の主要期限。 多くの企業にとって最もリソースを要するコンプライアンス努力がこの日に集約される。
2027 年 8 月 2 日	高リスク規則（附属書 I）および既存 GPAI	第 6 条 1 項	製品の安全コンポーネントである高リスク AI システム（附属書 I）に義務が適用	既存 GPAI モデルの猶予期間が終了。医療機器や玩具など、規制対象製品に AI

			される。2025 年 8 月 2 日以前に市場投入された GPAI モデルも、この日から準拠が必要。	を組み込む企業はコンプライアンスを確保する必要がある。
2030 年 12 月 31 日	既存の大規模 IT システム	第 111 条 1 項	2027 年 8 月 2 日以前に導入された大規模 IT システム（例：EU の国境管理システム）の AI コンポーネントが準拠する必要がある。	特定の重要な公共インフラに対する最終的な準拠期限。

第 4 章 最初の主要ハードル（2025 年 8 月 2 日）：汎用 AI モデルと行動規範

2025 年 8 月 2 日は、AI 法の施行における最初の大きな節目であり、特に大規模言語モデル（LLM）のような汎用 AI（GPAI）モデルを提供する事業者にとって、具体的なコンプライアンス義務が発効する重要な日です。このセクションでは、GPAI 提供者に課される法的義務と、自主的な「行動規範」が持つ戦略的な重要性を詳述します。

4.1. すべての GPAI 提供者に対する義務（第 53 条）

2025 年 8 月 2 日以降、市場に投入されるすべての GPAI モデルの提供者は、以下の核心的な義務を遵守しなければなりません⁷。

- **詳細な技術文書の維持**：モデルの学習プロセス、テスト、評価結果を含む技術文書を作成し、最新の状態に保つ必要があります⁹。

- **下流提供者への情報提供**：自社の GPAI モデルを自社の AI システムに統合しようとする事業者（下流提供者）に対し、モデルの能力、限界、適切な使用方法に関する情報を提供しなければなりません⁹。
- **EU 著作権法を遵守する方針の策定**：特に、著作権者が自身の著作物のテキスト・データマイニング利用を拒否する権利（オプトアウト）を尊重するための方針を策定し、実施する必要があります¹³。
- **学習コンテンツの要約の公表**：モデルの学習に使用されたコンテンツについて、「十分に詳細な」要約を公表することが求められます。これには、データの種類、ソース、前処理方法などが含まれます¹³。

4.2. GPAI 行動規範（第 56 条）

AI 法は、GPAI 提供者が上記の義務をどのように満たすべきかについて、具体的な指針を示すための「行動規範（Code of Practice）」の策定を奨励しています。2025 年 7 月に最終版が公表されたこの行動規範は、法的には自主的なツールですが、コンプライアンス戦略上、極めて重要な位置を占めます⁷。

- **構造**：行動規範は主に 3 つの章から構成されています：**透明性、著作権、そして安全性とセキュリティ**です³⁶。透明性と著作権の章はすべての GPAI 提供者に関連し、安全性とセキュリティの章は後述する「システミックリスク」を持つモデルに特化しています。
- **署名のメリット**：行動規範への署名は任意ですが、署名した事業者は、行政負担の軽減、法的確実性の向上といった実質的な利益を享受できます⁷。欧州委員会は署名企業を「より信頼する」と公言しており³⁸、コンプライアンス遵守を証明する上で有利な立場に立つことができます。

ソフトローのハードパワー：行動規範の戦略的価値

この行動規範は、一見すると単なる自主的なガイドラインに過ぎません。しかし、その運用実態は、企業にとって事実上の標準（**de facto standard**）として機能する可能性が高いです。欧州委員会は、署名企業に「行政負担の軽減」や「法的確実性の向上」といった明確なインセンティブを与えています⁴⁰。これは、市場に行動規範の採用を強く

促すシグナルです。

Google や Microsoft といった主要なテクノロジー企業が早々に署名を表明した一方で⁴³、Meta は「法的 incertidumbre（不確実性）を生み、AI 法の範囲を逸脱している」として署名を拒否しました⁴²。この対立構造は、行動規範が単なる技術的なベストプラクティス集ではなく、規制解釈を巡る戦略的な駆け引きの場となっていることを示しています。

特に EU 域外の企業にとって、規制当局との摩擦を最小限に抑え、円滑に事業を展開するためには、行動規範に署名しないという選択は、より困難で、不確実性が高く、当局から厳しい監視を受ける可能性のある道を選ぶことを意味します。この構造により、自主的であるはずの行動規範が、実質的にはコンプライアンスの主要な道筋となり、強力な規制ガバナンスツールへと変貌しているのです。

4.3. 「システミックリスク」を伴う GPAI モデルへの追加義務（第 55 条）

GPAI モデルの中でも、特に強力で広範囲に影響を及ぼす可能性のあるモデルは「システミックリスク」を持つと分類され、追加の厳しい義務が課されます。システミックリスクの存在は、主にモデルの学習に使用された累積計算量が 10 25 FLOPs（浮動小数点演算回数）を超えるかどうかで判断されます⁹。これらのモデルの提供者は、以下の義務を負います。

- **モデル評価と敵対的テストの実施**：モデルの能力、限界、潜在的なリスクを評価し、悪意のある利用を想定したテスト（敵対的テスト）を実施する必要があります⁹。
- **システミックリスクの評価と緩和**：モデルがもたらす可能性のあるシステミックリスクを特定・評価し、それを軽減するための措置を講じなければなりません²¹。
- **重大インシデントの追跡と報告**：モデルが関与した重大なインシデントを追跡し、速やかに AI オフィスおよび関連する国内当局に報告する義務があります²¹。
- **サイバーセキュリティの確保**：モデルとそのインフラを保護するための最先端のサイバーセキュリティ対策を講じることが求められます⁹。

第 5 章 厳格な期限（2026 年 8 月 2 日）：高リスク AI システムの

コンプライアンス対応

2026 年 8 月 2 日は、AI 法の下で最も包括的かつリソース集約的な義務が課される「高リスク AI システム」の規制が本格的に適用開始となる日です。このセクションでは、高リスク AI システムに該当する企業が遵守すべき核心的な義務を、業務プロセスに沿って詳細に解説します。

5.1. 自社システムの特定：附属書 I および III の詳細

コンプライアンスの第一歩は、自社の AI システムが高リスクに該当するかどうかを正確に特定することです。

- **附属書 I**：この附属書には、医療機器、玩具、自動車、昇降機など、既存の EU 製品安全法制の下で規制されている製品がリストアップされています。これらの製品の安全コンポーネントとして機能する AI システム、または AI システム自体がこれらの製品である場合、高リスクと見なされます²。
- **附属書 III**：この附属書は、特定の用途に基づく 8 つの高リスク分野を定めています。具体的な例は以下の通りです²⁶。
 - **生体認証**：遠隔生体認証システム、機微な属性を推測する生体情報分類システム、感情認識システムなど。
 - **重要インフラ**：交通、水道、ガス、電力供給の管理・運用における安全コンポーネント。
 - **教育・職業訓練**：教育機関へのアクセス決定、学習成果の評価、試験中の不正行為の監視など。
 - **雇用、労働者管理**：求人広告のターゲティング、応募書類のフィルタリング、候補者の評価、昇進・解雇の決定、タスク割り当て、従業員のパフォーマンス監視など。
 - **公的・私的サービスの利用**：公的扶助の適格性評価、信用スコアリング（金融詐欺検出を除く）、生命・健康保険のリスク評価、緊急通報の分類・優先順位付けなど。
 - **法執行**：犯罪被害者になるリスクの評価、証拠の信頼性評価、再犯リスクの評価など。
 - **移民・国境管理**：不法移民や健康リスクの評価、ビザ・居住許可申請の審査な

ど。

- **司法・民主的プロセス**：司法判断の支援、選挙結果や投票行動への影響を意図したシステムなど。

5.2. 提供者に対する核心的義務（第 III 章第 2 節）

高リスク AI システムの提供者（開発者）は、以下の広範な義務を負います。

- **リスク管理システム（第 9 条）**：AI システムのライフサイクル全体を通じて、リスクの特定、分析、評価、および緩和策の導入を継続的に行うプロセスを確立、文書化し、維持する必要があります³。
- **データおよびデータガバナンス（第 10 条）**：学習、検証、テストに使用されるデータセットが、意図された目的に対して**関連性があり、十分に代表的で、可能な限りエラーやバイアスがない**ことを保証するための厳格なガバナンス体制が求められます⁴⁸。
- **技術文書（第 11 条および附属書 IV）**：システムの目的、能力、限界、設計思想、データセットの仕様、リスク管理策など、コンプライアンスを証明するために必要な広範な情報を網羅した技術文書を作成し、維持しなければなりません⁴⁸。
- **人的監視（第 14 条）**：システムが人間によって効果的に監督され、必要に応じて人間が介入またはシステムを停止できるような設計が求められます。監視を行う人間には、適切な能力、訓練、権限が必要です²。
- **正確性、堅牢性、サイバーセキュリティ（第 15 条）**：意図された目的を達成するための適切なレベルの正確性を持ち、エラーや矛盾に対して強靱（堅牢）であり、不正なアクセスや攻撃から保護されるためのサイバーセキュリティ対策が施されている必要があります³。

5.3. 市場投入への道：適合性評価と CE マーキング

高リスク AI システムを EU 市場に投入するためには、以下の手続きが必須となります。

- **適合性評価（第 43 条）**：提供者は、自社の高リスク AI システムが AI 法の要件を満たしていることを証明するための評価プロセスを実施しなければなりません。こ

の評価は、原則として提供者自身による**内部管理（自己評価）で行うことができますが、遠隔生体認証システムなど一部の極めてリスクの高いシステムについては、第三者機関である通知機関（Notified Body）**による評価が義務付けられます⁵⁵。

- **CE マーキング（第 48 条）**：適合性評価を完了した高リスク AI システムには、「CE マーク」を表示しなければなりません。これは、その製品が EU の安全基準に適合していることを示すものであり、EU 域内での自由な流通を可能にするためのパスポートの役割を果たします⁵³。

5.4. 上市後監視（第 72 条）

提供者の義務は、製品を市場に投入した時点で終わりではありません。AI システムが導入された後も、その性能や安全性を継続的に監視し、データを収集・分析する「上市後監視（Post-Market Monitoring）」システムを確立し、維持する必要があります。この監視を通じて新たなリスクが特定された場合は、速やかに是正措置を講じなければなりません⁶³。

5.5. 導入者に対する義務（第 26 条および第 27 条）

AI システムを利用する「導入者（deployer）」にも、特定の義務が課されます。

- **適切な使用**：提供者の指示に従ってシステムを使用し、適切な人的監視体制を割り当てる必要があります⁵³。
- **ログの保持**：システムが自動生成するログを、少なくとも 6 ヶ月間保持しなければなりません⁵³。
- **基本的権利影響評価（FRIA）**：公的機関や、公的サービスを提供する民間事業者が高リスク AI システムを導入する場合、その利用が基本的権利に与える影響を評価する「基本的権利影響評価（Fundamental Rights Impact Assessment）」を実施し、その結果を公表する必要があります⁵³。

コンプライアンス責任の上流シフトと「提供者クリープ」のリスク

AI 法は、従来のソフトウェア責任の考え方から大きく転換し、コンプライアンスの主要な負担を AI システムの「提供者（開発者）」に課しています¹⁸。しかし、輸入者、販売代理店、そして導入者（利用者）にも明確な責任が割り当てられており⁴⁸、複雑な責任の連鎖を生み出しています。

ここで特に注意すべきは、「提供者クリープ（provider creep）」とでも言うべき現象です。AI 法第 25 条は、導入者が既存の AI システムに「**実質的な変更（substantial modification）**」を加えた場合、その導入者自身が「提供者」と見なされ、提供者としてのすべての重い義務を負うことになると規定しています⁸。

これは、グローバル企業、特に日本企業にとって重大なリスクとなります。例えば、ある日本企業が EU の提供者から完全に準拠した高リスク AI システム（例：人事評価ツール）を購入したとします。この日本企業が、自社の特定のニーズに合わせてそのモデルをファインチューニングした場合、その行為が「実質的な変更」と判断されれば、意図せずして「提供者」の法的地位と、それに伴う莫大なコンプライアンス責任（リスク管理システムの構築、技術文書の全面的な作成、適合性評価の実施など）を背負い込むことになりかねません。このリスクを管理するためには、AI サプライチェーン全体にわたるデューデリジェンスと、契約における役割と責任の明確な線引きが不可欠です。

第 6 章 ガバナンスと執行：AI 法の監督アーキテクチャ

AI 法の実効性を担保するため、EU は多層的なガバナンスと執行の体制を構築しています。この体制を理解することは、企業がコンプライアンス違反のリスクを評価し、当局との関係を管理する上で不可欠です。違反した場合の金銭的ペナルティは極めて高額であり、AI 法への対応を最優先の経営課題として位置づけるべき理由がここにあります。

6.1. 欧州 AI オフィス

欧州委員会内に設置された「欧州 AI オフィス（European AI Office）」は、AI 法執行

の中心的な役割を担います¹²。特に、システミックリスクを持つ汎用 AI モデルの監督と執行を直接担当し、AI 法全体の整合的な適用を促進するためのガイドライン策定や、加盟国当局との調整を行います¹²。AI オフィスは、技術専門家、法律家、政策専門家など 140 名以上のスタッフを擁する専門組織となる予定です¹²。

6.2. 欧州 AI 委員会

「欧州 AI 委員会（European Artificial Intelligence Board）」は、各加盟国の代表者 1 名ずつで構成される諮問・調整機関です⁷¹。その主な役割は、加盟国間の規制執行の一貫性を確保し、ベストプラクティスを共有し、欧州委員会に対して AI 法の実施に関する助言を行うことです¹²。

6.3. 各国所管当局

AI 法の日常的な執行の最前線に立つのは、各加盟国が指定する「国内所管当局（National Competent Authorities）」です⁷¹。これらの当局は、

2025 年 8 月 2 日までに指定される必要があり、主に以下の 2 つの機能を有します⁷⁴。

- **市場監視当局（Market Surveillance Authority）**：高リスク AI システムが市場に投入された後、そのコンプライアンスを監視し、違反があった場合には是正措置や罰則を科します。
- **通知当局（Notifying Authority）**：高リスク AI システムの第三者適合性評価を行う「通知機関（Notified Body）」の指定と監督を担当します。

6.4. 段階的な罰則構造（第 99 条）

AI 法は、違反の種類に応じて罰金額の上限を定めた、階層的な罰則体系を導入しています。これは、GDPR（一般データ保護規則）と同様に、企業の全世界年間総売上高に

基づく割合も基準としており、巨大テクノロジー企業にも実効性のある抑止力となるよう設計されています⁹。

- **最大 3,500 万ユーロまたは全世界年間総売上高の 7%（いずれか高い方）**
 - 対象：禁止されている AI プラクティス（第 5 条）への違反。
- **最大 1,500 万ユーロまたは全世界年間総売上高の 3%（いずれか高い方）**
 - 対象：高リスク AI システムの義務、透明性義務、GPAI モデル提供者の義務など、第 5 条以外のほとんどの規定への違反。
- **最大 750 万ユーロまたは全世界年間総売上高の 1%（いずれか高い方）**
 - 対象：通知機関や国内所管当局からの要請に対し、不正確、不完全、または誤解を招く情報を提供した場合。

6.5. 罰金額の算定基準

当局が個別の事案で罰金額を決定する際には、以下の要素が総合的に考慮されます¹¹。

- 違反の性質、重大性、期間、およびその結果（影響を受けた人数や損害の程度を含む）。
- 違反の意図的または過失の性格。
- 是正措置や当局への協力度。
- 違反企業の規模、年間売上高、市場シェア。
- 過去の違反歴。

なお、中小企業（SME）やスタートアップに対しては、罰金額を決定する際に、絶対額と売上高比率のうち、**いずれか低い方が適用される**という配慮がなされています¹⁰。

分散型執行モデルの課題：EU 域内での不整合リスク

AI 法の執行体制は、GPAI モデルに対する AI オフィスの直接監督という中央集権的な要素と、その他の大部分の AI システムに対する各国当局による監督という分散的な要素を併せ持っています。特に後者は、企業にとって大きな不確実性をもたらします。

GDPR の施行後、各国のデータ保護機関（DPA）の間で解釈や執行の厳格さにばらつき

が生じたことはよく知られています。同様に、AI 法の執行においても、27 の加盟国がそれぞれ独自の国内所管当局を設置するため⁷¹、国によってリソース、技術的専門知識、規制文化が異なる可能性があります。すでに、スペインが一元的な監督機関を設立したのに対し、フィンランドは既存の 10 の機関に権限を分散させるなど、各国の導入アプローチには違いが見られます⁷⁴。

この分散型モデルは、EU 全域で事業を展開する企業が、単一の規制当局ではなく、27 の異なる解釈や優先順位を持つ可能性のある監督機関群と向き合わなければならないことを意味します。これにより、ある国では許容されるアプローチが、別の国では問題視されるといった法的な不確実性が生じかねません。したがって、企業は最も厳格な解釈（例えば、伝統的に規制遵守に厳しいドイツなど）を基準とした、堅牢な「最大公約数」的なコンプライアンス戦略を構築し、同時に各国の法執行の動向を注視し続ける必要があります。これは、単に AI 法の条文を読むだけでは見えてこない、運用上の重大な課題です。

第 7 章 グローバル企業への戦略的インプリケーション

EU AI 法は、単なる地域的な規制にとどまらず、世界の AI ガバナンスの潮流を方向づける画期的な法律です。その影響は、技術開発の現場から経営戦略、国際競争の力学に至るまで、多岐にわたります。グローバル企業、特に日本企業は、この新たな規制環境がもたらす課題と機会を深く理解し、戦略的に対応する必要があります。

7.1. AI における「ブリュッセル効果」

GDPR が世界のデータプライバシー基準を事実上引き上げたように、AI 法もまた強力な「ブリュッセル効果」を発揮することが予想されます⁴。EU は 4 億 5,000 万人の消費者を抱える巨大市場であり、その市場へのアクセスを維持するためには、EU 域外の企業も AI 法の基準を満たす必要が出てきます。多くのグローバル企業にとって、EU 向けとそれ以外の地域向けに異なる仕様の製品ラインを維持することは非効率的です。そのため、最も厳しい EU の基準をグローバルな製品開発のベースラインとして採用するインセンティブが働きます。これにより、EU の規制が事実上の世界標準となる可能

性が高いのです。

7.2. イノベーションか、規制か：終わらない議論

AI 法の策定プロセスを通じて、その厳格な規制がイノベーションを阻害し、欧州の競争力を削ぐのではないかという懸念が産業界から繰り返し表明されてきました。

- **産業界の懸念**：特に中小企業やスタートアップにとって、高リスク AI システムに課されるコンプライアンスコストは大きな負担となります⁷⁶。法的要件の曖昧さや解釈の余地が、欧州への投資意欲を減退させ、米国や中国の企業に対する競争上の不利をもたらすとの指摘もあります¹⁹。事実、欧州の大手企業 **44** 社が連名で、AI 法の施行を一時停止するよう求める書簡を欧州委員会に送付したこともありました⁴²。
- **EU の反論と支援策**：これに対し、EU は「信頼できる AI (trustworthy AI)」の枠組みを構築することこそが、最終的に消費者の信頼を醸成し、持続可能なイノベーションと AI の社会実装を促進する道であると主張しています³¹。この理念を具体化するため、AI 法はイノベーションを支援する仕組みも内包しています。
 - **AI 規制サンドボックス**：企業が規制当局の監督下で、管理された環境で革新的な AI システムをテストできる「規制サンドボックス」の設置を各加盟国に義務付けています（2026 年 8 月 2 日までに運用開始）¹⁴。これにより、企業は市場投入前に法的確実性を高めることができます。
 - **整合規格**：後述するように、欧州標準化機関が策定する「整合規格 (Harmonised Standards)」に準拠することで、企業は AI 法の要件を満たしているという「適合性の推定」を得ることができ、コンプライアンスプロセスが大幅に簡素化されます²⁹。

7.3. 標準化というボトルネック

AI 法のコンプライアンス戦略において、整合規格は極めて重要な役割を果たします。しかし、その策定プロセスには大きな課題が潜んでいます。

AI 法は、高リスク AI システムの技術的要件を満たすための具体的な仕様を、欧州標準

化委員会（CEN）や欧州電気標準化委員会（CENELEC）といった標準化機関が策定する整合規格に委ねています⁵³。この規格に従うことで、企業は最も簡単かつ法的に安定した形でコンプライアンスを証明できます⁹。

問題は、この標準化プロセスが AI 法の施行スケジュールに対して危険なほど遅れていることです。多数の複雑な規格の策定には時間がかかり、多くは 2025 年後半から 2026 年初頭まで完成しないと見られています²⁹。これは、高リスク AI の義務が適用される 2026 年 8 月という期限に対して、企業が規格を導入し、自社システムを適合させるための時間がほとんど、あるいは全く残されていないことを意味します。

この状況は、企業を「コンプライアンスの隘路」に追い込みます。規格の完成を待っている間は、到底期限に間に合いません。したがって、企業は解釈の余地が大きい AI 法の条文そのものを頼りに、コンプライアンス対応を進めざるを得ないのです。さらに、AI 法には、規格が間に合わない場合に欧州委員会が「共通仕様（Common Specifications）」を採択できるという代替策も規定されていますが²³、これは標準化プロセスのような多様なステークホルダーの合意形成を経ずに策定されるため、さらなる不確実性をもたらします。これは、企業が多大な投資をして構築したコンプライアンスアプローチが、土壇場で公表される規格や共通仕様と整合しないという重大な戦略的リスクを生み出しています。

7.4. 進化する責任のランドスケープ

当初、AI 法と並行して、AI が引き起こした損害に対する民事責任のルールを定める「AI 責任指令（AI Liability Directive）」案が検討されていました。しかし、この指令案は 2025 年の欧州委員会の作業計画から削除され、事実上、棚上げとなりました⁹²。これにより、AI による損害の責任問題は、主に改訂された「製造物責任指令（Product Liability Directive）」によって対処されることになります。この新しい指令は、規制対象となる「製品」の定義にソフトウェアと AI システムを明示的に含んでおり、AI 提供者の責任リスクを考える上で中心的な法律となります⁹⁵。

7.5. 比較の視点：EU AI 法と日本の AI ガイドライン

日本企業が EU AI 法に対応する上で、自国の規制アプローチとの違いを理解することは不可欠です。日本政府（経済産業省・総務省）が推進する「AI 事業者ガイドライン」は、法的拘束力のない自主的な取り組みを促すものであり、イノベーションの促進を重視しています⁹⁶。

これに対し、EU AI 法は法的拘束力を持ち、罰則を伴う「予防的（precautionary）」なアプローチを採用しています。特に、高リスク AI システムに課される厳格なリスク管理、文書化、適合性評価といった義務は、日本のガイドラインには見られないものです。したがって、日本企業が EU 市場で事業を行う場合、国内のガイドラインを遵守するだけでは全く不十分であり、AI 法が要求する、より厳格で形式的なコンプライアンス体制を別途構築する必要があります。

第 8 章 実践的なコンプライアンスフレームワークと提言

AI 法への対応は、法務・コンプライアンス部門だけの課題ではなく、経営戦略、製品開発、データサイエンス、人事など、企業活動のあらゆる側面に影響を及ぼす全社的な取り組みです。以下に、企業がコンプライアンスを達成するための実践的なステップと、特に日本企業が留意すべき点を提言します。

8.1.5 つのステップによるコンプライアンスの旅

企業は、以下のステップに沿って体系的にコンプライアンス体制を構築することが推奨されます。

- ステップ 1：AI インベントリの作成
現在社内で利用中または開発・導入を計画しているすべての AI システムを洗い出し、網羅的なリスト（インベントリ）を作成します。これにより、自社が AI 法のリスクにどの程度さらされているかを把握することが第一歩です¹⁰⁰。
- ステップ 2：リスク分類の実施
作成したインベントリに基づき、各 AI システムを第 2 章で解説したフレームワークに従って、「許容できないリスク」「高リスク」「限定的リスク」「最小リスク」のいずれかに分類します。この分類作業は、その後のコンプライアンス義務の

範囲を決定する上で最も重要なプロセスです 100。

- ステップ 3：ギャップ分析とガバナンス体制の確立
特に高リスク AI システムや GPAI モデルについて、AI 法が要求する義務（リスク管理、データガバナンス等）と、自社の既存のプロセスとの間のギャップを分析します。そして、法務、技術、事業部門の代表者からなる横断的な AI ガバナンス委員会を設置し、全社的な方針決定と監督を行う体制を構築します 77。
- ステップ 4：技術的・組織的措置の実施
ギャップ分析の結果に基づき、具体的なコンプライアンス対応に着手します。これには、技術文書の作成、監視・ログ記録機能の実装、人的監視プロセスの設計、従業員への AI リテラシー教育などが含まれます 104。
- ステップ 5：適合性評価と上市後監視の準備
高リスク AI システムについては、市場投入前に必要となる適合性評価のプロセス（自己評価か第三者評価か）を計画します。同時に、製品が市場に出た後も継続的にコンプライアンスを維持するための上市後監視計画を策定します 101。

8.2. 日本企業への提言

EU 域外の事業者である日本企業は、上記に加えて以下の点に特に注意を払う必要があります。

- EU 授権代理人の任命
EU 域外に拠点を置く高リスク AI システムの提供者は、EU 域内に「授権代理人（Authorised Representative）」を任命することが義務付けられています 14。この代理人は、規制当局との連絡窓口となり、技術文書の保管などの役割を担います。これは、EU 市場に参入するための必須要件です。
- ガバナンスのギャップを埋める
日本の「AI 事業者ガイドライン」と EU AI 法の要件をマッピングし、その差分を明確に特定します。特に、EU 法が要求する義務的なリスク管理、詳細な技術文書、形式的な適合性評価プロセスは、日本の自主的な枠組みにはない要素であり、重点的に対応する必要があります。
- AI サプライチェーンの精査
第 5 章で指摘した「提供者クリープ」のリスクを回避するため、自社が利用するすべての第三者製 AI コンポーネントやモデルについて、徹底したデューデリジェンスを実施します。サプライヤーとの契約においては、AI 法上の役割（提供者、

導入者など）と責任分担を明確に規定する条項を盛り込むことが不可欠です。

- 積極的な関与

日本の国家標準化団体（例：日本産業標準調査会）を通じて、ISO/IEC や CEN-CENELEC における整合規格の策定動向を注意深く監視します。可能であれば、これらの標準化プロセスに専門家を派遣し、自社の意見を反映させることも検討すべきです。また、AI 規制サンドボックスへの参加は、自社製品をテストし、規制当局から直接的なフィードバックを得る貴重な機会となり得ます。

8.3. コンプライアンスツールの活用

AI 法の複雑な要件に対応するため、リスク評価、文書作成、継続的な監視といったタスクを支援するコンプライアンスソフトウェアや、オープンソースのフレームワークが市場に登場し始めています⁷⁰。これらのツールは、コンプライアンスプロセスを効率化し、人的ミスを削減する上で有効な手段となり得ます。自社のニーズに合ったツールを調査し、導入を検討することも、現実的な対応策の一つです。

第9章 結論

EU AI 法は、AI 技術の未来を形作る上で画期的な一歩であり、その影響は EU の国境をはるかに越えて広がります。段階的な施行スケジュールは、企業に準備の時間を与えていますが、その猶予は決して長くはありません。特に、2025 年 8 月の GPAI モデル規制、そして 2026 年 8 月の高リスク AI システム規制という 2 つの大きな節目は、多くの企業にとって事業戦略の根幹を揺るがしかねない重大なマイルストーンです。

本レポートで明らかにしたように、AI 法への対応は単なる法規制の遵守にとどまりません。それは、自社の AI 利用の実態を棚卸しし、リスクを体系的に管理し、サプライチェーン全体にわたる責任分担を明確化する、包括的な AI ガバナンス体制を構築するプロセスです。特に、高リスク分類における「プロファイリング」の例外規定や、導入者が意図せず「提供者」となり得る「提供者クリープ」のリスク、そして整合規格策定の遅れがもたらす不確実性など、条文の表面を読むだけでは見過ごしがちな落とし穴が数多く存在します。

日本企業は、自国のアプローチとは根本的に異なる EU の予防的かつ厳格な規制哲学を深く理解し、プロアクティブに行動を起こさなければなりません。今こそ、全社的な AI インベントリの作成に着手し、リスク分類を行い、ガバナンス体制を構築する時です。この挑戦は、短期的にはコストとリソースを要求しますが、長期的には「信頼できる AI」を社会に提供する企業としての競争力を高め、グローバル市場における信頼とブランド価値を確立するための不可欠な投資となるでしょう。EU AI 法という新たな潮流を乗りこなし、未来の AI 社会におけるリーダーシップを確保するためには、今、この瞬間からの戦略的な行動が求められています。

引用文献

1. EU AI Act- IAPP, 8月4, 2025 にアクセス、<https://iapp.org/resources/topics/eu-ai-act/>
2. EU AI Act: first regulation on artificial intelligence | Topics - European Parliament, 8月4, 2025 にアクセス、<https://www.europarl.europa.eu/topics/en/article/20230601STO93804/eu-ai-act-first-regulation-on-artificial-intelligence>
3. AI Act | Shaping Europe's digital future - European Union, 8月4, 2025 にアクセス、<https://digital-strategy.ec.europa.eu/en/policies/regulatory-framework-ai>
4. White Papers 2024 Understanding the EU AI Act- ISACA, 8月4, 2025 にアクセス、<https://www.isaca.org/resources/white-papers/2024/understanding-the-eu-ai-act>
5. European Union: EU AI Act published– Dates for action - Baker ..., 8月4, 2025 にアクセス、<https://insightplus.bakermckenzie.com/bm/data-technology/european-union-eu-ai-act-published-dates-for-action>
6. Implementation Timeline | EU Artificial Intelligence Act, 8月4, 2025 にアクセス、<https://artificialintelligenceact.eu/implementation-timeline/>
7. 欧州委、AI 法に基づく「汎用 AI の行動規範」公開(EU) | ビジネス短信 — ジェトロの海外ニュース, 8月4, 2025 にアクセス、<https://www.jetro.go.jp/biznews/2025/07/de121f2f4895b6f0.html>
8. EU AI Act: Key Compliance Considerations Ahead of August 2025 | Insights, 8月4, 2025 にアクセス、<https://www.gtlaw.com/en/insights/2025/7/eu-ai-act-key-compliance-considerations-ahead-of-august-2025>
9. EU AI Act – EU の包括的 AI 規制の概説と企業の対応 | デロイト トーマツ グループ - Deloitte, 8月4, 2025 にアクセス、<https://www.deloitte.com/jp/ja/services/consulting/perspectives/eu-ai-act.html>
10. Penalties of the EU AI Act: The High Cost of Non-Compliance - Holistic AI, 8月4, 2025 にアクセス、<https://www.holisticai.com/blog/penalties-of-the-eu-ai-act>
11. Article 99: Penalties | EU Artificial Intelligence Act, 8月4, 2025 にアクセス、<https://artificialintelligenceact.eu/article/99/>
12. European AI Office | Shaping Europe's digital future, 8月4, 2025 にアクセス、

- <https://digital-strategy.ec.europa.eu/en/policies/ai-office>
13. The European Union's AI Act: What You Need to Know | Insights | Holland & Knight, 8 月 4, 2025 にアクセス、
<https://www.hklaw.com/en/insights/publications/2024/03/the-european-unions-ai-act-what-you-need-to-know>
 14. The EU AI Act explained: the major effects produced by the new Regulation, 8 月 4, 2025 にアクセス、
<https://arakiplaw.com/en/insight/2221/>
 15. EU AI Act Enforcement Begins: Prohibited AI Practices Now Binding - のぞみ総合法律事務所, 8 月 4, 2025 にアクセス、
<https://www.nozomisogo.gr.jp/newsletter/12067>
 16. The EU AI Act will have global impact, but a limited Brussels Effect - Brookings Institution, 8 月 4, 2025 にアクセス、
<https://www.brookings.edu/articles/the-eu-ai-act-will-have-global-impact-but-a-limited-brussels-effect/>
 17. Artificial intelligence act - European Parliament, 8 月 4, 2025 にアクセス、
[https://www.europarl.europa.eu/RegData/etudes/BRIE/2021/698792/EPRS_BRI\(2021\)698792_EN.pdf](https://www.europarl.europa.eu/RegData/etudes/BRIE/2021/698792/EPRS_BRI(2021)698792_EN.pdf)
 18. High-level summary of the AI Act | EU Artificial Intelligence Act, 8 月 4, 2025 にアクセス、
<https://artificialintelligenceact.eu/high-level-summary/>
 19. AI 規制法とは？発効の背景やデメリット、日本の現状も, 8 月 4, 2025 にアクセス、
<https://spaceshipearth.jp/ai-2/>
 20. 「欧州（EU）AI 規制法」の解説—概要と適用タイムライン・企業に求められる対応 - PwC, 8 月 4, 2025 にアクセス、
<https://www.pwc.com/jp/ja/knowledge/column/awareness-cyber-security/generative-ai-regulation10.html>
 21. Identify High-Risk AI Systems Under the EU AI Act - Holistic AI, 8 月 4, 2025 にアクセス、
<https://www.holisticai.com/blog/identify-high-risk-ai-systems-according-to-eu-ai-act>
 22. Article 6: Classification Rules for High-Risk AI Systems | EU Artificial Intelligence Act, 8 月 4, 2025 にアクセス、
<https://artificialintelligenceact.eu/article/6/>
 23. EU AI Act（AI 規則）の規制の概要 - 牛島総合法律事務所, 8 月 4, 2025 にアクセス、
<https://www.ushijima-law.gr.jp/topics/20240902eu-ai-act2/>
 24. Artificial Intelligence Act, Regulation (EU) 2024/1689 - Links, 8 月 4, 2025 にアクセス、
<https://www.artificial-intelligence-act.com/Artificial Intelligence Act Links.html>
 25. Clarifying the costs for the EU's AI Act - CEPS, 8 月 4, 2025 にアクセス、
<https://www.ceps.eu/clarifying-the-costs-for-the-eus-ai-act/>
 26. Annex III: High-Risk AI Systems Referred to in Article 6(2) | EU ..., 8 月 4, 2025 にアクセス、
<https://artificialintelligenceact.eu/annex/3/>
 27. The European Commission opens public consultation on high-risk AI systems, 8 月 4, 2025 にアクセス、
<https://www.insideglobaltech.com/2025/06/24/the-european-commission-opens-public-consultation-on-high-risk-ai-systems/>
 28. What are examples of High-risk AI in the act? - Hopsworks, 8 月 4, 2025 にアクセス

- ス、 <https://www.hopsworks.ai/faq-ai-act/what-are-examples-of-high-risk-ai-in-the-act>
29. The timeline of implementation of the AI Act - European Parliament, 8 月 4, 2025 にアクセス、
[https://www.europarl.europa.eu/RegData/etudes/ATAG/2025/772906/EPRS_ATAG\(2025\)772906_EN.pdf](https://www.europarl.europa.eu/RegData/etudes/ATAG/2025/772906/EPRS_ATAG(2025)772906_EN.pdf)
30. AI Act From timelines to tensions A mid-2025 round-up - Bird & Bird, 8 月 4, 2025 にアクセス、 <https://www.twobirds.com/en/insights/2025/ai-act-from-timelines-to-tensions--a-mid-2025-round-up>
31. European approach to artificial intelligence | Shaping Europe's digital future, 8 月 4, 2025 にアクセス、 <https://digital-strategy.ec.europa.eu/en/policies/european-approach-artificial-intelligence>
32. Build Once, Comply Twice: The EU AI Act's Next Phase is Around the Corner | Insights, 8 月 4, 2025 にアクセス、 <https://www.velaw.com/insights/build-once-comply-twice-the-eu-ai-acts-next-phase-is-around-the-corner/>
33. 2 August 2025 – Another milestone towards the full applicability of the AI Act - Noerr, 8 月 4, 2025 にアクセス、 <https://www.noerr.com/en/insights/2-august-2025-another-milestone-towards-the-full-applicability-of-the-ai-act>
34. European Commission Issues Guidelines for Providers of General-Purpose AI Models, 8 月 4, 2025 にアクセス、
<https://www.wilmerhale.com/en/insights/blogs/wilmerhale-privacy-and-cybersecurity-law/20250724-european-commission-issues-guidelines-for-providers-of-general-purpose-ai-models>
35. Code of Practice for General-Purpose AI Models Published: Compliance Just Got Clearer (Participation Still Optional) | Crowell & Moring LLP, 8 月 4, 2025 にアクセス、 <https://www.crowell.com/en/insights/client-alerts/code-of-practice-for-general-purpose-ai-models-published-compliance-just-got-clearer-participation-still-optional>
36. AI Office Publishes Final Version of the Code of Practice for General-Purpose AI Models, 8 月 4, 2025 にアクセス、
<https://www.globalpolicywatch.com/2025/07/ai-office-publishes-final-version-of-the-code-of-practice-for-general-purpose-ai-models/>
37. EU Commission Publishes Guidelines on General Purpose AI Obligations as Well as Training Data Disclosure Template: Further Clarity as the Countdown to Enforcement Begins | Paul, Weiss, 8 月 4, 2025 にアクセス、
<https://www.paulweiss.com/insights/client-memos/eu-commission-publishes-guidelines-on-general-purpose-ai-obligations-as-well-as-training-data-disclosure-template-further-clarity-as-the-countdown-to-enforcement-begins>
38. EU AI Act News: Rules on General-Purpose AI Start Applying, Guidelines and Template for Summary of Training Data Finalized - Mayer Brown, 8 月 4, 2025 にアクセス、 <https://www.mayerbrown.com/en/insights/publications/2025/08/eu-ai-act-news-rules-on-general-purpose-ai-start-applying-guidelines-and-template-for-summary-of-training-data-finalized>

[template - for summary of training data - finalized](#)

39. European Union publishes its General-Purpose AI Code of Practice | DLA Piper, 8 月 4, 2025 にアクセス、
<https://www.dlapiper.com/en/insights/publications/2025/07/european-union-published-code-of-practice>
40. General-Purpose AI Code of Practice now available - Shaping Europe's digital future, 8 月 4, 2025 にアクセス、
<https://digital-strategy.ec.europa.eu/en/news/general-purpose-ai-code-practice-now-available>
41. The General-Purpose AI Code of Practice | Shaping Europe's digital future, 8 月 4, 2025 にアクセス、
<https://digital-strategy.ec.europa.eu/en/policies/contents-code-gpai>
42. Facebook-parent Meta refuses to sign EU's AI Code of Practice, here's why, 8 月 4, 2025 にアクセス、
<https://timesofindia.indiatimes.com/technology/tech-news/facebook-parent-meta-refuses-to-sign-eus-ai-code-of-practice-heres-why/articleshow/122768817.cms>
43. What made Google says YES to Europe on an AI law that Facebook, Instagram have outrightly rejected; and Europe's biggest companies want EU to 'Stop the Clock', 8 月 4, 2025 にアクセス、
<https://timesofindia.indiatimes.com/technology/tech-news/what-made-google-says-yes-to-europe-on-an-ai-law-that-facebook-instagram-have-outrightly-rejected-and-europes-biggest-companies-want-eu-to-stop-the-clock/articleshow/123000707.cms>
44. Overview of Guidelines for GPAI Models | EU Artificial Intelligence Act, 8 月 4, 2025 にアクセス、
<https://artificialintelligenceact.eu/gpai-guidelines-overview/>
45. Artificial Intelligence – Q&As - European Commission, 8 月 4, 2025 にアクセス、
https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/qanda_21_1683
46. A guide to high-risk AI systems under the EU AI Act - Pinsent Masons, 8 月 4, 2025 にアクセス、
<https://www.pinsentmasons.com/out-law/guides/guide-to-high-risk-ai-systems-under-the-eu-ai-act>
47. EU AI Act Guide | AI Resource Center | Orrick, 8 月 4, 2025 にアクセス、
<https://ai-law-center.orrick.com/eu-ai-act/high-risk-ai/>
48. Summary: What does the European Union Artificial Intelligence Act Actually Say? - Epic.org, 8 月 4, 2025 にアクセス、
<https://epic.org/summary-what-does-the-european-union-artificial-intelligence-act-actually-say/>
49. Article 9: Risk Management System | EU Artificial Intelligence Act, 8 月 4, 2025 にアクセス、
<https://artificialintelligenceact.eu/article/9/>
50. Navigating EU AI Act Data Governance Strategy and Compliance | Informatica, 8 月 4, 2025 にアクセス、
<https://www.informatica.com/resources/articles/eu-ai-act-data-governance-strategy.html>
51. Article 10: Data and Data Governance | EU Artificial Intelligence Act, 8 月 4, 2025 にアクセス、
<https://artificialintelligenceact.eu/article/10/>

52. Simplifying software compliance: AI technologies in drafting technical documentation for the AI Act - PMC - PubMed Central, 8 月 4, 2025 にアクセス、 <https://pmc.ncbi.nlm.nih.gov/articles/PMC11965209/>
53. The AI Act Explorer | EU Artificial Intelligence Act, 8 月 4, 2025 にアクセス、 <https://artificialintelligenceact.eu/ai-act-explorer/>
54. EU AI 規則の概要 - 欧州連合日本政府代表部, 8 月 4, 2025 にアクセス、 <https://www.eu.emb-japan.go.jp/files/100741144.pdf>
55. Annex VII: Conformity Based on Assessment of the Quality Management System and an Assessment of the Technical Documentation | EU Artificial Intelligence Act, 8 月 4, 2025 にアクセス、 <https://artificialintelligenceact.eu/annex/7/>
56. Conformity Assessments in the EU AI Act: What You Need to Know - Holistic AI, 8 月 4, 2025 にアクセス、 <https://www.holisticai.com/blog/conformity-assessments-in-the-eu-ai-act>
57. Article 43: Conformity Assessment | EU AI Act - Security, 8 月 4, 2025 にアクセス、 <https://security.ai/eu-ai-act/article-43/>
58. A new CE marking for European healthcare: when and why? | Osborne Clarke, 8 月 4, 2025 にアクセス、 <https://www.osborneclarke.com/insights/new-ce-marking-european-healthcare-when-and-why>
59. The European Artificial Intelligence Act: Impact for Medical Devices - Emergo, 8 月 4, 2025 にアクセス、 <https://www.emergobyul.com/news/european-artificial-intelligence-act-impact-medical-devices>
60. Article 48: CE Marking | EU Artificial Intelligence Act, 8 月 4, 2025 にアクセス、 <https://artificialintelligenceact.eu/article/48/>
61. Navigating the EU AI Act | Blog - OneTrust, 8 月 4, 2025 にアクセス、 <https://www.onetrust.com/blog/navigating-the-eu-ai-act/>
62. EU AI Act Compliance: Regulations and Preparation Guide - Modulos AI, 8 月 4, 2025 にアクセス、 <https://www.modulos.ai/eu-ai-act/>
63. Top 10 operational impacts of the EU AI Act – Post-market monitoring, information sharing and enforcement - IAPP, 8 月 4, 2025 にアクセス、 <https://iapp.org/resources/article/top-impacts-eu-ai-act-post-market-monitoring-sharing-enforcement/>
64. Article 61, Post-market monitoring by providers and post-market monitoring plan for high-risk AI systems, Artificial Intelligence Act (Proposal 25.11.2022), 8 月 4, 2025 にアクセス、 [https://www.artificial-intelligence-act.com/Artificial Intelligence Act Article 61 \(Proposal 25.11.2022\).html](https://www.artificial-intelligence-act.com/Artificial Intelligence Act Article 61 (Proposal 25.11.2022).html)
65. Article 26: Obligations of Deployers of High-Risk AI Systems | EU Artificial Intelligence Act, 8 月 4, 2025 にアクセス、 <https://artificialintelligenceact.eu/article/26/>
66. Article 27: Fundamental Rights Impact Assessment for High-Risk AI Systems - EU AI Act, 8 月 4, 2025 にアクセス、 <https://artificialintelligenceact.eu/article/27/>
67. The EU AI Act: An Overview - Dechert LLP, 8 月 4, 2025 にアクセス、 <https://www.dechert.com/knowledge/onpoint/2024/5/the-eu-ai-act--an->

[overview.html](#)

68. How HR professionals should prepare for the EU AI Act - Pinsent Masons, 8 月 4, 2025 にアクセス、<https://www.pinsentmasons.com/out-law/analysis/how-hr-professionals-should-prepare-for-the-eu-ai-act>
69. WHAT DOES THE EU AI ACT MEAN FOR EMPLOYERS? | Clifford Chance, 8 月 4, 2025 にアクセス、<https://www.cliffordchance.com/content/dam/cliffordchance/briefings/2024/08/what-does-the-eu-ai-act-mean-for-employers.pdf>
70. EU AI Act Compliance Checker | EU Artificial Intelligence Act, 8 月 4, 2025 にアクセス、<https://artificialintelligenceact.eu/assessment/eu-ai-act-compliance-checker/>
71. Governance and enforcement of the AI Act | Shaping Europe's digital future, 8 月 4, 2025 にアクセス、<https://digital-strategy.ec.europa.eu/en/policies/ai-act-governance-and-enforcement>
72. EU の AI 政策 - マルチメディア振興センター, 8 月 4, 2025 にアクセス、https://www.fmmc.or.jp/Portals/0/resources/ann/pdf/koenkai/20240628_FMMCKenkyuin.pdf
73. Article 65: Establishment and Structure of the European Artificial Intelligence Board, 8 月 4, 2025 にアクセス、<https://artificialintelligenceact.eu/article/65/>
74. Overview of all AI Act National Implementation Plans | EU Artificial Intelligence Act, 8 月 4, 2025 にアクセス、<https://artificialintelligenceact.eu/national-implementation-plans/>
75. European Union: leading the way with a legislative framework - Ashurst, 8 月 4, 2025 にアクセス、<https://www.ashurst.com/en/insights/european-union-leading-the-way-with-a-legislative-framework/>
76. Between Innovation and Regulation: The EU AI Act - Public Cloud Group, 8 月 4, 2025 にアクセス、<https://pcg.io/insights/between-innovation-and-regulation-the-eu-ai-act/>
77. Organizations Face Challenges in Timely Compliance With the EU AI Act, 8 月 4, 2025 にアクセス、<https://sloanreview.mit.edu/article/organizations-face-challenges-in-timely-compliance-with-the-eu-ai-act/>
78. EU の AI に関するフレームワーク - 経済産業省, 8 月 4, 2025 にアクセス、https://www.meti.go.jp/shingikai/mono_info_service/ai_shakai_jisso/pdf/2021_001_05_00.pdf
79. 欧州 AI 規則案の概要 - Business & Law (ビジネスアンドロー) , 8 月 4, 2025 にアクセス、<https://businessandlaw.jp/articles/a20220101-1/>
80. The EU's AI Power Play: Between Deregulation and Innovation, 8 月 4, 2025 にアクセス、<https://carnegieendowment.org/research/2025/05/the-eus-ai-power-play-between-deregulation-and-innovation?lang=en>
81. The EU AI Act: What it means for your business | EY - Switzerland, 8 月 4, 2025 にアクセス、https://www.ey.com/en_ch/insights/forensic-integrity-services/the-eu-ai-act-what-it-means-for-your-business

82. Article 57: AI Regulatory Sandboxes | EU Artificial Intelligence Act, 8 月 4, 2025 にアクセス、 <https://artificialintelligenceact.eu/article/57/>
83. AI Regulatory Sandbox Approaches: EU Member State Overview, 8 月 4, 2025 にアクセス、 <https://artificialintelligenceact.eu/ai-regulatory-sandbox-approaches-eu-member-state-overview/>
84. AI View - 28 November 2023, 8 月 4, 2025 にアクセス、 <https://www.simmons-simmons.com/en/publications/clptmxzfn0020u2ew5ig6152z/ai-view-28-november-2023>
85. CEN-CENELEC JTC21 AI Standards: Complete Detailed Overview, 8 月 4, 2025 にアクセス、 <https://jtc21.eu/wp-content/uploads/2025/06/CEN-CENELEC-JTC21-AI-Standards-Complete-Detailed-Overview.pdf>
86. Standard Setting | EU Artificial Intelligence Act, 8 月 4, 2025 にアクセス、 <https://artificialintelligenceact.eu/standard-setting-overview/>
87. European AI Standardization | CEN-CENELEC JTC 21 |, 8 月 4, 2025 にアクセス、 <https://jtc21.eu/>
88. Artificial Intelligence - CEN-CENELEC, 8 月 4, 2025 にアクセス、 <https://www.cenelec.eu/areas-of-work/cen-cenelec-topics/artificial-intelligence/>
89. EU AI 法: 禁止される AI システムと AI リテラシーに関する最初の規則が発効 | Jones Day, 8 月 4, 2025 にアクセス、 <https://www.jonesday.com/ja/insights/2025/02/eu-ai-act-first-rules-take-effect-on-prohibited-ai-systems>
90. Making digital regulation work – The crucial role technical standards play in implementing the EU AI Act - OECD.AI, 8 月 4, 2025 にアクセス、 <https://oecd.ai/en/work/making-digital-regulation-work-the-crucial-role-technical-standards-play-in-implementing-the-eu-ai-act>
91. Article 41: Common Specifications | EU Artificial Intelligence Act, 8 月 4, 2025 にアクセス、 <https://artificialintelligenceact.eu/article/41/>
92. An AI Liability Regulation would complete the EU's AI strategy - CEPS, 8 月 4, 2025 にアクセス、 <https://www.ceps.eu/an-ai-liability-regulation-would-complete-the-eus-ai-strategy/>
93. European Commission withdraws AI Liability Directive from consideration - IAPP, 8 月 4, 2025 にアクセス、 <https://iapp.org/news/a/european-commission-withdraws-ai-liability-directive-from-consideration>
94. Anatomy of a Fall: On the Anticipated Withdrawal of the AI Liability Directive Proposal, 8 月 4, 2025 にアクセス、 <https://verfassungsblog.de/anatomy-of-a-fall-aiact-aid-pld/>
95. EU Updates its Product Liability Regime: Important Considerations for Providers of AI Systems and Software | Insights & Resources | Goodwin, 8 月 4, 2025 にアクセス、 <https://www.goodwinlaw.com/en/insights/publications/2025/02/alerts-practices-aiml-eu-updates-its-product-liability-regime>
96. Understanding Japan's AI Promotion Act: An "Innovation-First" Blueprint for AI

- Regulation, 8 月 4, 2025 にアクセス、<https://fpf.org/blog/understanding-japans-ai-promotion-act-an-innovation-first-blueprint-for-ai-regulation/>
97. AI 事業者ガイドライン（第 1.1 版）概要 - 経済産業省, 8 月 4, 2025 にアクセス、
https://www.meti.go.jp/shingikai/mono_info_service/ai_shakai_jisso/pdf/20250328_2.pdf
98. 生成 AI に関する記載を拡充、AI 事業者ガイドラインの第 1.1 版を公表 経産省/総務省, 8 月 4, 2025 にアクセス、<https://www.newton-consulting.co.jp/itilnavi/flash/id=7978>
99. グローバルで本格化する AI 関連法規制整備を受け、AI 活用を推進するために日本企業はどうすべきか | PwC Japan グループ, 8 月 4, 2025 にアクセス、
<https://www.pwc.com/jp/ja/knowledge/column/awareness-cyber-security/digital-governance-forum-session3.html>
100. A guide to the EU AI Act: Regulations, compliance and best practices - Protiviti, 8 月 4, 2025 にアクセス、<https://www.protiviti.com/us-en/resource-guide/eu-ai-act-regulations-compliance-and-best-practices>
101. The Definitive EU AI Act Compliance Checklist | Oxethica, 8 月 4, 2025 にアクセス、
<https://www.oxethica.com/blog/the-definitive-eu-ai-act-compliance-checklist>
102. A Comprehensive Guide to AI Risk Management Frameworks - Insight Assurance, 8 月 4, 2025 にアクセス、<https://insightassurance.com/a-comprehensive-guide-to-ai-risk-management-frameworks/>
103. The EU AI Act Compliance Checklist - DPO Europe, 8 月 4, 2025 にアクセス、
<https://data-privacy-office.eu/use-full-materials/the-eu-ai-act-compliance-checklist/>
104. Preparing for the EU AI Act—technical requirements for real-time compliance - Reliance AI, 8 月 4, 2025 にアクセス、<https://www.reliance.ai/blog/eu-ai-act-compliance>
105. FPF and OneTrust publish the Updated Guide on Conformity Assessments under the EU AI Act - The Future of Privacy Forum, 8 月 4, 2025 にアクセス、
<https://fpf.org/blog/fpf-and-onetrust-launch-updated-conformity-assessment-under-the-eu-ai-act-guide-and-infographic/>
106. Conformity Assessments under the EU AI Act: A step-by step guide - The Future of Privacy Forum, 8 月 4, 2025 にアクセス、
<https://fpf.org/wp-content/uploads/2025/04/OT-comformity-assessment-under-the-eu-ai-act-WP-1.pdf>
107. FairNow AI Compliance Software, 8 月 4, 2025 にアクセス、
<https://fairnow.ai/platform/ai-compliance-software/>
108. EU AI Act | Solutions - OneTrust, 8 月 4, 2025 にアクセス、
<https://www.onetrust.com/solutions/eu-ai-act-compliance/>
109. An open-source compliance-centered evaluation framework for Generative AI models - GitHub, 8 月 4, 2025 にアクセス、
<https://github.com/compl-ai/compl-ai>

ai

110. Replication package of "Simplifying Software Compliance: AI Technologies in Drafting Technical Documentation for the AI Act". - GitHub, 8 月 4, 2025 にアクセス、<https://github.com/Francesco-Sovrano/AI-Act-Compliance-Technical-Documentation-Assessment-Tools>